

1. 市民支援に向けた新型コロナウイルス対策の支援一覧表（国・県・市）

分類	内容	主な支援	問合せ先	電話番号	所管
国県一離職の皆様	住居確保・就労支援	失業等により、住居を喪失するおそれのある方に、家賃相当分の給付金を支給するとともに、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。	下田市社会福祉協議会	22-3294	福祉事務所
国県一相談	生活困窮相談	生活困窮者自立相談を行っています。（要件に該当する方には生活福祉資金貸付制度の案内をしています。）	下田市社会福祉協議会	22-3294	
市一離職の皆様	国民健康保険税の軽減	非自発的失業者の国保税の軽減について 企業の倒産や解雇などによって失業された方（非自発的失業者）の国保税の軽減措置があります。	市民保健課国保年金係 【西館1階 窓口③】	22-3922	市民保健課
国県一離職の皆様	国民年金保険料の免除	国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、所得に応じて保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。離職票等があれば、該当する方の所得を0円として審査します。	市民保健課国保年金係 【西館1階 窓口③】	22-3922	
国県一その他	年金等の差止めの中止	年金受給権者等から年金受給に必要な届出がなかったとしても、やむを得ない理由として年金及び年金生活者支援給付金の差止めを行わない。（令和2年2月末日が指定期限日となる者から適用）	三島年金事務所 お客様相談室	055-973-1728	
市一相談	新型コロナウイルス影響による市民生活相談会	国民健康保険・国民年金、生活福祉資金、その他新型コロナウイルス対策の市民相談 （対応：市民相談員、市民保健課職員、社会福祉協議会職員） 3月18日（水）午前9時から午後4時 市役所2階大会議室	市民保健課市民係 【西館1階 窓口②】	22-2215	
市一相談	新型コロナウイルス影響による市民生活相談会	国民健康保険・国民年金、生活福祉資金、その他新型コロナウイルス対策の市民相談 （対応：市民相談員、市民保健課職員、社会福祉協議会職員） 4月22日（水）午前9時から午後4時 市役所2階大会議室	市民保健課市民係 【西館1階 窓口②】	22-2215	
市一その他	転出手続きの郵送対応	お引越に必要「転出届」は、市役所窓口への提出が原則でしたが、緊急措置として郵送でも提出できることとします。また、転入届についても14日以内の提出が義務付けられていますが、これを過ぎても罰則の対象としないこととします（郵送用転出届はHPからダウンロード可）	市民保健課市民係 【西館1階 窓口②】	22-2215	
市一その他	要介護認定の取扱い	新型コロナウイルス感染症対応のため、介護保険施設や病院等において、入所者との面会が困難で要介護認定に必要な認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定の有効期間については、従来の期間に新たに12か月までの範囲内で市町が定める期間を合算する。	市民保健課介護保険係 【西館1階 窓口④】	22-2077	
市一保護者の皆様	放課後児童クラブの延長	小学校の休校対策として、放課後児童クラブ（下田小学校、稲生沢小学校、朝日地区）を8時30分から17時30分と開設時間を延長して実施しています。	下田市教育委員会学校教育課 教育課こども育成係	23-3929	学校教育課

※令和2年3月16日現在の内容で作成しています。今後、国県の政策により追加・変更される場合があります。

※上記はあくまでも一例です。詳細については、担当課へ直接お問合せください。

2. 事業者支援に向けた新型コロナウイルス対策の支援一覧表（国・県・市）

分類	内容	主な支援	問合せ先	電話番号	所管
国県一相談	宿泊事業者向け特別相談窓口の設置	宿泊事業者等の状況や要望をお聞きした上で、活用可能な支援策の紹介や経済産業局・都道府県労働局等と連携した支援を案内します。	中部運輸局観光部観光企画課	052-952-8045	観光交流課
国県一その他	経済変動対策貸付の利子補給	売上げ減少や資金繰り悪化等の影響を受けている事業者に対し、1事業者あたり5,000万円を限度に運転資金や設備資金を融資する「経済変動対策貸付」について、活用した事業者に対し、1%の利子補給を行います。 ※経済変動対策貸付の申請は、市内の金融機関に対し行うものです。	市内の各金融機関 (利子補給については産業振興課産業振興係【本館2階】まで)	市内の各金融機関	産業振興課
国県一その他	経営相談窓口の開設	中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応。	日本政策金融公庫沼津支店 国民生活事業	055-931-5281	
国県一その他	セーフティネット保証4号・5号	経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠（最大2.8億円）で補償の対象とする資金繰り融資制度。 ※セーフティネット保証の申請は信用保証協会及び金融機関あてになりますが、その手続きは、市の認定が必要です。	静岡県信用保証協会沼津支店 (認定申請については産業振興課産業振興係【本館2階】まで)	055-926-0100	
国県一その他	セーフティネット貸付の要件緩和	社会的、経済的環境の変化など外的要因により、一時的に売上げの減少など業況悪化を期しているが、中期的にはその業績が回復しかつ発展が見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。 「売上高が5%以上減少」といった数値要件に関わらず、今後影響が見込まれる事業者も融資対象として範囲を拡大し要件を緩和。	①日本政策金融公庫沼津支店 国民生活事業 ②日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル	①055-931-5281 ②0120-154-505	
国県一その他	衛生環境激変対策特別貸付	感染症又は食中毒の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障をきたしている生活衛生関係営業者の経営の安定を図るための特別貸付制度。	①日本政策金融公庫沼津支店 国民生活事業 ②日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル	①055-931-5281 ②0120-154-505	
国県一その他	生産性革命推進事業	生産性革命推進事業において、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販売開拓に取り組む事業者を「①ものづくり・商業・サービス補助金」、「②持続化補助」、「③IT導入補助」3つの補助金により優先して支援する。 ※「②持続化補助」で新型コロナウイルス感染症の影響による加減措置を受けるための証明書は市産業振興課にて申請を受け付けております。	①全国中小企業中央会ものづくり補助金事務局 ②③窓口開設準備中 経済産業省HPをご確認ください	①050-8880-4053 ②③準備中	
国県一その他	雇用調整助成金	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対し一時的に休業等を行い雇用の維持を図った場合に、休業手当や賃金等の一部を助成する。 要件緩和として新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者を対象に追加。	ハローワーク下田	0558-22-0288	
国県一その他	小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（新制度）	新型コロナウイルスの感染防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う児童の保護者である労働者の給食に伴う所得の減少に対応するため、労基法上の年次有給休暇とは別に有給休暇の取得をさせた企業に対し、休暇中に支払った賃金相当額の100%を支給する。	厚生労働省HP	「新型コロナ休暇支援」で検索	

※令和2年3月16日現在の内容で作成しています。今後、国県の政策により追加・変更される場合があります。

※上記はあくまでも一例です。詳細については、担当課へ直接お問合せください。

2. 事業者支援に向けた新型コロナウイルス対策の支援一覧表（国・県・市）

分類	内容	主な支援	問合せ先	電話番号	所管
国県－その他	時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入や休暇取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業者を支援する。	テレワーク相談センター	0120-91-6479	産業振興課
国県－その他	無利子・無担保融資（新型コロナウイルス感染症特別貸付・特別利子補給制度）	①新型コロナウイルス感染症特別対策貸付 業況が悪化した事業者（フリーランス含む）に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に関わらず一律金利とし、融資後3年まで0.9%の金利引き下げを実施。 ②特別利子補給制度 上記貸付を行った中小企業者の内、特に影響の大きいフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者等に対し、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。 ①及び②を併用することで自失的な無利子化を実現する。	①日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ②中小企業金融相談窓口	①0120-154-505 ②03-3501-1544	
国県－その他	小規模事業者経営改善資金融資（マル経）金利引き下げ	商工会議所等の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引き下げする。加えて、据え付け期間を運転資金3年以内、設備資金で4年以内に延長する。	日本政策金融公庫沼津支店 国民生活事業	055-931-5281	
国県－その他	危機関連保証	全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）としてセーフティネット保証とはさらに別枠で2.8億円の信用保証枠を確保する。（セーフティネット保証と併せて5.6億円） ※本制度による保証を受けるために必要な認定書は市産業振興課にて申請を受け付けております。	静岡県信用保証協会沼津支店	055-926-0100	
国県－予防対策	食品産業及び農林水産業における新型コロナウイルス感染対応ガイドラインの制定	新型コロナウイルスの感染防止策として、食品産業及び農林水産業に従事している者に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合の、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたガイドラインを作成しました。	農林水産省HP	「新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応・業務継続に関するガイドライン」で検索	
国県－相談	農業者及び食品事業者向け相談窓口の設置	新型コロナウイルス感染症の広がりに係る、農業者や食品事業者からの相談に適切に対応するため相談窓口を設置しました。	関東農政局企画調整室	048-740-0016	

※令和2年3月16日現在の内容で作成しています。今後、国県の政策により追加・変更される場合があります。

※上記はあくまでも一例です。詳細については、担当課へ直接お問合せください。